

第66号議案

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための 旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例

1. 改正理由

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号）。以下「一部改正法」という。）により、旅館業法の一部が改正され、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染症予防対策への協力を求めることができることとし、宿泊を拒むことができることとなった。

また、一部改正法により、旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部が改正され、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新規での許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなった。

これらに伴い、品川区プールの管理に関する条例（昭和50年品川区条例第36号）、品川区興行場に関する条例（昭和59年品川区条例第27号）、品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）、品川区旅館業に関する条例（平成24年品川区条例第24号）を改正する必要があるため。

2. 改正内容

一部改正法において、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業の継続が、新規での許可取得等から承継の取扱いに変更となるため、

（1）～（3）の条例においては事業譲渡による地位の承継に関する規定整備を行う。

（4）の条例においては、一部改正法において旅館業法が改正され、同法の第5条第3号が同条第1項第4号に異動したことに伴い、当該条項を引用している箇所の規定整備を行う。

- （1）品川区プールの管理に関する条例の一部改正
- （2）品川区興行場に関する条例の一部改正
- （3）品川区手数料条例の一部改正
- （4）品川区旅館業に関する条例の一部改正

3. 施行日

法施行の日

4. 関連規則の改正

事業譲渡による項目および添付書類等の追加に伴う様式等の規定整備

- (1) 品川区プールの管理に関する条例施行規則
- (2) 品川区興行場に関する条例施行規則
- (3) 品川区旅館業に関する条例施行規則
- (4) 品川区理容業に関する条例施行規則
- (5) 品川区美容業に関する条例施行規則
- (6) 品川区クリーニング業法施行細則
- (7) 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例施行規則
- (8) 品川区保健所長委任規則
- (9) 品川区食品衛生法施行細則
- (10) 品川区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則